

平成23年

10月

いてくれて、  
よかった。

全  
国  
一  
斉  
法  
律  
相  
談  
無  
料

家・土地のこと 借金のこと 日常生活のトラブル 労働トラブル 相続のこと 会社のこと



※法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日本司法書士会連合会

司法書士会 |

検索

あなたのまちで無料相談会を行ないます

— 詳しくは裏面をご覧ください —

■お問い合わせ（平日9:00～17:00）

兵庫県司法書士会総合相談センター ☎078-341-2755